未来をになう子供たちの応援団基金ver.2
支援申込受付しています！

（基金の目的）
令和8年5月、三郷町の８４歳の女性が亡くなられました。彼女は、ご自身の財産が残れば、「親の愛情に恵まれない子どもや、母子家庭で苦労をしながら育てられている子ども、学校に行きたくても行けない子どもなど、恵まれないかわいそうな環境にいる子どものために使ってください」という公正証書遺言を遺していました。
社会的孤立や物価上昇の中で、生活に困っている家庭は多く、ヤングケアラー等で家族のために犠牲にならざるを得ない等、多くの子供たちが大人からの支援を待っています。しかし、減少する福祉行政の予算や人手不足により、子供たちを支える側の大人も、過酷な労働環境や乏しい活動資金の中で余裕がない状況にあります。
そこで彼女の遺産を、多くの困難な状況にある子供たちのために活用していただくため、残された遺産の中から、３０００万円について、「未来をになう子供たちの応援団基金ver.2」とし、広く県内の子供たちの活動団体に寄付を実施することにしました。

寄付金の金額・口数（１補助対象団体につき１口まで）

金１００万円×30口

※対象となる寄付金額が、事業経費の2分の１以内等の規制はありません。

※対象となる寄付金額が、計画年度内で使い切れなかった場合でも返還は求めません。

●寄付金の対象となる事業
令和9年4月１日から令和10年3月31日までに奈良県内で実施される、不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれない等の不遇の子供たちのための支援活動。
●申請対象者　①　法人格の有無を問わず、団体の規約またはそれに準じるものを備えており、毎年度、予算、決算をしているもの。
②　１年以上奈良県内で活動実績があるもの。
③　反社会的勢力とつながりがないもの
●申請期間：令和 9年 1月11日（月）～
令和 9年 2月 12日（金）郵送必着
●申請書類・実施要綱は下記ホームページ参照
●寄付金交付決定　令和9年3月中旬に発送
●寄付金支払い　令和9年4月9日（金）（予定）
●令和10年3月31日までに事業実施し、実施報告書提出



お問い合わせは

未来をになう子供たちの応援団基金ver2事務局
〒634-0804　奈良県橿原市内膳町5丁目3-31
フクダ不動産八木駅前ビル3階　奈良総合法律事務所（担当弁護士佐々木育子）
電話　0744-23-8611
申請資料のダウンロードはこちら
https://nara-law.jp/令和9年度「未来をになう子供たちの応援団基金」/